

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 略〕</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 保険募集人及び所属保険会社等</p> <p>第一節 保険募集人（第二百十二条の七―<u>第二百十五条の二</u>）</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>〔第三章〕第五章 略</p> <p>〔第四編・第五編 略〕</p> <p>附則</p> <p>〔条を削る。〕</p>	<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 同上〕</p> <p>第三編 保険募集</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 保険募集人及び所属保険会社等</p> <p>第一節 保険募集人（第二百十二条の七―<u>第二百十五条の三</u>）</p> <p>第二節 〔同上〕</p> <p>〔第三章〕第五章 同上</p> <p>〔第四編・第五編 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（電子情報処理組織による登録の申請の場合の納付方法）</p> <p><u>第二百十五条の二</u> 令第三十九条の三第二項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第二百七十</p>

<p>(特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲)</p> <p>第二百十五條の二 「略」</p>	<p>六条の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。</p> <p>(特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲)</p> <p>第二百十五條の三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	